



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第9号 2017年5月19日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

notteco (のってこ)、実費収受なら「合法」 経産省がグレーゾーン解消制度で回答

経済産業省は5月18日、自家用車での中長距離の相乗りマッチングサービスの「notteco (のってこ)」について、グレーゾーン解消制度に基づき回答を行い、ドライバーが収受する費用がガソリン代と道路通行料以内であれば、相乗りをさせるドライバーの行為は道路運送法上の許可や登録は要しないとしました。

回答では、当事者が、①道路運送法上の対象外であり、安全・利用者保護の措置が担保されていないこと、②事故の際の責任の所在、③保険の加入状況——について認識して利用するよう周知されていることが望ましいとしています。

㈱nottecoは、自家用車で長距離を移動する人と車に相乗りして安く移動したいという人をインターネット上でマッチングするサイトとして2007年から運営されていますが、2015年にシェアリングエコノミー協会を運営する㈱ガイアックスの100%子会社となり、会員数を倍増（16年10月現在3万人）させ、北海道天塩町で住民間の相乗り運送の実証実験を行うなど事業の拡大をすすめています。現在は手数料を取らず、同乗者がドライバーに実費範囲内の金額を直接支払う形になっていますが、将来は決済時にシステム利用料として約10%を徴収する予定としています。

今年2月7日の規制改革推進会議で、nottecoの東祐太朗代表取締役（ガイアックス出身）が事業内容を説明、道路運送法上の明確化や有償運送の制限緩和などの法改正を要望しました。同氏は、委員からの運転者が受け取れる謝礼についての規制緩和を望んでいるのかとの質問に答えて、「基本的にまずスタンスとしては、弊社としてもライドシェアの会社なので、もちろん、これが緩和されれば緩和されるほどいろいろなビジネスができるという意味では、もう全面的に白タクを完全解禁が一番やりやすいとは思っています」「（当面は）実費で3000円しかもらえないところを4000～5000もらえるようにしていくとか…」とし、流しや注文に応じて乗せるわけではなく、もともと一人で移動する人の車に乗せるのだから、謝礼をもらっても道路運送法上の事業性はないのではないかと述べています。

シェアリングエコノミーの事業展開をしている企業の照会に「合法」のお墨付きを与える経産省の手法は、ジャスタビを合法としたやり方と同一のもので、nottecoは事業拡大を加速化することが予想されます。今回の経産省の回答では、ドライバーが受け取れるのは実費の範囲内という条件になっていますが、今後、規制改革推進会議が一定の範囲内の謝礼の規制緩和などを求めてくる可能性もあります。

（規制改革推進会議 会議情報＝2017. 2. 7 第10回を参照）

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/meeting.html>

経済産業省 平成29（2017）年5月18日公表

中長距離相乗りマッチングサービスに係る道路運送法の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、「自動車の中長距離を移動するドライバー」と、「同区間の移動を希望する人（ユーザー）」をマッチングし、ガソリン代及び道路通行料相当での相乗りを実現するサービス提供を検討している事業者から、当該事業において、上記費用を事前に収受してユーザーを相乗りさせるドライバーの行為が、道路運送法第2条第3項に規定する「旅客自動車運送事業」に該当するか否か照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、以下の回答を行いました。

照会のあった事業においてドライバーがユーザーから収受する費用については、運送のために生じるガソリン代及び道路通行料を上限値として設定されるものであり、これらの費用の範囲内の金銭の収受であることから旅客自動車運送事業に該当せず、道路運送法上の許可又は登録を要しない。

なお、当事者が以下を認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう、ウェブサイトその他適切な方法で明確に周知することが望ましい。

- ・ 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されているものではないこと
- ・ 事故が生じた際の責任の所在
- ・ 保険の加入状況

これにより「旅客自動車運送事業」の位置付けが明確化されることで、相乗りにより中長距離移動の際のガソリン代や道路通行料の節約を可能にし、さらには生活交通の確保が課題となっている地域においてユーザーのニーズを満たすサービスが展開されることが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります）。

(原文) <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170518001/20170518001.html>